

(5) 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
債券	43%
株式	36%
保険資産（一般勘定）	4%
その他	17%
合計	100%
(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	2.5%（一時金） 2.7%（年金）
長期期待運用収益率	2.0%
3. 確定拠出制度	
当機構の確定拠出制度への要拠出額は、12,058,777円でありました。(※)	
(※) 損益計算書の退職給付費用のうち確定拠出制度に関するものの合計となっております。	
IX. 資産除去債務関係	
(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
当機構は、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。	
当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。	
期首残高	—
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	—
見積りの変更による増減額	72,732,000円
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	72,732,000円
(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの	
当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。	
X. 重要な後発事象	
該当事項はありません。	
XI. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報	
該当事項はありません。	

弁理士登録公告			
令和8年9月30日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。			
登録	登録番号	氏名	
新規登録者なし			
登録抹消			
年月日	登録番号	氏名	事由
令和8年7月7日	15474	菅沼 和弘	死亡抹消
令和8年8月16日	6474	深見 久郎	死亡抹消
令和8年8月27日	8303	前島 肇	死亡抹消
令和8年8月31日	12898	脇田 真希	申請抹消
令和8年8月31日	16265	勝本 龍二	申請抹消
令和8年9月10日	12426	鈴木 典行	申請抹消
令和8年9月10日	16198	窪田 啓	申請抹消
令和8年9月11日	10475	石川 英毅	申請抹消
令和8年9月18日	23170	大峽 岳志	申請抹消
令和8年10月19日 日本弁理士会			
特定侵害訴訟代理業務の付記公告			
令和8年9月30日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の5に基づき次のとおり公告します。			
付記	登録番号	氏名	
9月30日	22542	上原 恵美	
令和8年10月19日 日本弁理士会			
会社その他の公告			
解散公告			
当社は、令和8年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
令和8年十月十九日			
札幌市北区あいの里三条一丁目四番一一号 株式会社N企画 代表清算人 仁戸田久佳			
解散公告			
当社は、令和8年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
令和8年十月十九日			
北海道虻田郡倶知安町北一条西二丁目四番地 有限会社山小小林商店 清算人 小林 正和			
解散公告			
当社は、令和8年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
令和8年十月十九日			
札幌市白石区東米里二一九七番五 マル徹総建株式会社 代表清算人 岩城 珠美			
解散公告			
当社は、令和8年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
令和8年十月十九日			
青森県つがる市木造曙二四番地 有限会社ハスカル 清算人 神 修一			
解散公告			
当社は、令和8年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。			
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。			
令和8年十月十九日			
岩手県三戸市浄法寺町手倉森六二番地 有限会社高森興業 清算人 高森 亨子			